

新旧対照表

新

認知機能検査従事者審査及び認知機能検査従事者講習の実施に関する規則（抜粋）

（認知機能検査従事者審査）

第2条 認知機能検査従事者審査を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（1）介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師

（2）～（5）略

2・3 略

別記

第1号様式 別紙1のとおり

旧

認知機能検査従事者審査及び認知機能検査従事者講習の実施に関する規則（抜粋）

（認知機能検査従事者審査）

第2条 認知機能検査従事者審査を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（1）介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2に規定する認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師

（2）～（5）略

2・3 略

別記

第1号様式 別紙2のとおり

別記

第 1 号様式 (第 2 条関係)

<p>認知機能検査従事者審査申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>高知県公安委員会 様</p> <p style="text-align: right;">住所</p> <p style="text-align: right;">氏名 印</p> <p style="text-align: right;">生年月日</p> <p>認知機能検査従事者審査を受けたいので、認知機能検査従事者審査及び認知機能検査従事者講習の実施に関する規則第 2 条第 2 項の規定により関係書類を添えて次のとおり申請します。</p>	
該当区分	<input type="checkbox"/> 介護保険法第 5 条の 2 第 1 項に規定する認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師 <input type="checkbox"/> 警察庁が行う認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習を終了した者 <input type="checkbox"/> 高知県公安委員会以外の都道府県公安委員会が行う運転免許に係る講習等に関する規則第 4 条第 2 項第 2 号の認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習を終了した者 <input type="checkbox"/> 自動車安全運転センター安全運転中央研修所が実施する認知機能検査員課程を終了した者 <input type="checkbox"/> 自動車安全運転センター安全運転中央研修所が実施する高齢者講習指導員課程を平成 22 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間において終了した者
備考	

注 「該当区分」欄のいずれかに該当することを証明する書面を添えてください。

別記

第 1 号様式 (第 2 条関係)

<p>認知機能検査従事者審査申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>高知県公安委員会 様</p> <p style="text-align: right;">住所</p> <p style="text-align: right;">氏名 印</p> <p style="text-align: right;">生年月日</p> <p>認知機能検査従事者審査を受けたいので、認知機能検査従事者審査及び認知機能検査従事者講習の実施に関する規則第 2 条第 2 項の規定により関係書類を添えて次のとおり申請します。</p>	
該当区分	<input type="checkbox"/> 介護保険法第 5 条の 2 に規定する認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師 <input type="checkbox"/> 警察庁が行う認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習を終了した者 <input type="checkbox"/> 高知県公安委員会以外の都道府県公安委員会が行う運転免許に係る講習等に関する規則第 4 条第 2 項第 2 号の認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習を終了した者 <input type="checkbox"/> 自動車安全運転センター安全運転中央研修所が実施する認知機能検査員課程を終了した者 <input type="checkbox"/> 自動車安全運転センター安全運転中央研修所が実施する高齢者講習指導員課程を平成 22 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間において終了した者
備考	

注 「該当区分」欄のいずれかに該当することを証明する書面を添えてください。